

議案第 9 4 号

飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について

飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

防災行政無線のデジタル化に伴う改正

飛驒市同報無線条例の一部を改正する条例

飛驒市同報無線条例（平成16年飛驒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農村集落の日常生活に密着した情報伝達、飛驒市の広報活動」を「飛驒市の災害等非常緊急時における情報伝達、広報活動」に改める。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条第2号中「ふるかわほんどうやま」を「たかやましいぶしやま」に、「飛驒市古川町谷1962番36」を「高山市清見町牧ヶ洞字大平4341番」に、「高牧420番地」を「高牧字タイソウ420番」に、「伊西1120番地」を「伊西字西洞山1120番」に改める。

第6条第1項中「戸別受信機を」の次に「無償で」を加え、同条第2項中「1台とする」を「世帯主又は法人等団体に1台とする」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を削り、第12条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

飛騨市同報無線条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>農村集落の日常生活に密着した情報伝達、飛騨市の広報活動</u>及び住民の人命や財産の保護並びに公共の福祉を増進することを目的として、飛騨市同報無線（以下「同報無線」という。）を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 営農生活指導及び流通市場情報の伝達</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(無線局)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中継局設備 名称 <u>ふるかわほんどうやま</u> 設置場所 <u>飛騨市古川町谷1962番36</u> 名称 <u>みやがわさんがわら</u> 設置場所 <u>飛騨市宮川町高牧420番地</u> 名称 <u>ひだかみおかいにし</u> 設置場所 <u>飛騨市神岡町伊西1120番地</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>飛騨市の災害等非常緊急時における情報伝達、広報活動</u>及び住民の人命や財産の保護並びに公共の福祉を増進することを目的として、飛騨市同報無線（以下「同報無線」という。）を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <hr/> <p><u>(3) 略</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(無線局)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中継局設備 名称 <u>たかやましいぶしやま</u> 設置場所 <u>高山市清見町牧ヶ洞字大平4341番</u> 名称 <u>みやがわさんがわら</u> 設置場所 <u>飛騨市宮川町高牧字タイソウ420番</u> 名称 <u>ひだかみおかいにし</u> 設置場所 <u>飛騨市神岡町伊西字西洞山1120番</u></p>

(3)・(4) 略

第5条 略

(戸別受信機の貸与及び数量)

第6条 前条により同報無線に加入した者(以下「加入者」という。)に対して、戸別受信機を_____貸与する。

2 戸別受信機の貸与数は、1台とする_____。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 略

第7条・第8条 略

(工事手数料)

第9条 同報無線設備につき加入者等から要求された工事又は修理並びに損傷については、工事手数料を徴収するものとする。

2 前項に規定する工事手数料の額は、別に市長が定める。

第10条 略

(放送の停止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その加入者に対し、使用の一時停止又は加入契約の解除をすることができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 放送を妨害したとき。

(3) 設備を故意に損傷したとき。

(4) その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

第12条 略

以下 略

(3)・(4) 略

第5条 略

(戸別受信機の貸与及び数量)

第6条 前条により同報無線に加入した者(以下「加入者」という。)に対して、戸別受信機を無償で貸与する。

2 戸別受信機の貸与数は、世帯主又は法人等団体に1台とする_____。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 略

第7条・第8条 略

第9条 略

第10条 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	防災行政無線のデジタル化に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>これまでのアナログで運用してきた同報無線は、合併前の2町1村が岐阜県営農村振興総合整備事業により整備し、平成15年度には、岐阜県営中山間地域総合整備事業により全市で対応できるよう整備してきた。</p> <p>今回、緊急防災・減災事業により、災害等の非常緊急時の対応を主目的とした防災行政無線のデジタル化に伴い所要の改正を行うもの。</p> <p>(1) 防災行政無線のデジタル化に伴い、設置目的に災害等非常緊急時における情報伝達を明文化するもの。 (第1条関係)</p> <p>(2) 古川町地域の中継局を古川町谷の本堂山から高山市清見町の猪臥山に変更するとともに所在地の表記を登記簿と整合させるもの。 (第4条関係)</p> <p>(3) 戸別受信機の無償化と、貸与先を世帯又は法人等団体と明確にするために改正するもの。 (第6条関係)</p> <p>(4) 工事手数料を無償とするために条文を削除するもの。 (第9条関係)</p> <p>(5) 緊急情報を伝達する目的で整備することから、放送の停止は市民の安全確保に影響を及ぼすため、条文を削除するもの。 (第11条関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	令和7年11月1日
備考	